

篠山市自治基本条例

篠山市総合計画(基本構想・基本計画)
人・自然・文化が織りなす食と農の都 ～篠山の時代をつくろう～

総計のまちづくりの方針
「市民が主役・市民が主体でつくるまち」
●市民と市の関係を築き、市民主体のまちをつくる
●市民活動を支援し、市民主体のまちをつくる

(市民協働部門)
(仮称) 篠山市参画・協働プラン
※未策定

施策毎の
構想・計画

(●●部門)
●●プラン

施策毎の
構想・計画

(○○部門)
○○計画

施策毎の
構想・計画

(△△部門)
△△プラン

施策毎の
構想・計画

(××部門)
××プラン

構想・計画に基づく施策と施策に係る個別条例要綱

テーマ型組織

- ◆ 篠山市民プラザの開設 (H22～) 【篠山市民プラザ設置要綱】
 - ・ 活動支援
 - 相談、情報提供、情報発信、NWづくり、施設、設備の提供
 - ・ NPO設立支援
 - ・ 神戸大学FSとの連携による相談業務 (H23～)

地縁型組織

- ◆ まちづくり協議会設立 (H18～)
 - ・ 設立経費(事務費)支援
 - ・ 設立に向けたWSのアドバイザー派遣
- ◆ まちづくり協議会支援の開始 (H21～)
 - ・ 一括交付金(事務員雇用支援、施設管理費支援H22～加算)【要綱】
 - ・ まちづくり支援員 【要綱】
 - ・ まちづくり実践学習会 【要綱なし】
 - ・ 地域づくり交付金(テーマ型)(H21～)【要綱】
- ◆ 地区のまちづくりの方向性の明確化と市としての支援体制 【地区のまちづくり推進条例】
 - 地区毎のまちづくりの方向性の明確化
 - ・ 地区のまちづくり理念やビジョンの共有、まちづくり計画の策定
 - 支援施策、支援体制の整備
 - ・ 地区が策定したまちづくり計画を尊重
 - ・ 地区が計画した事業展開を支援
 - 計画策定支援、活動支援(財源、情報)、庁内連携

●●●●